

記

一 第議發生解決年月日

發生 六月十三日

解決 六月十五日

二 事業主側

(1) 事業主ノ住所氏名 (第議發生場所ニ同じ)

赤坂區青山北町一ノ一中村勝五郎

(2) 事業ノ種類

石材ノ加工

(3) 資本金

貳拾萬圓

(4) 使用従業員數

臨時雇四五名

(5) 勞働賃銀

請負制ニシテ最高月額一〇〇圓 最低月額五〇圓 平均月額七〇圓

三 従業員側

(1) 第議參加人員 三五名

(2) 勞働組合加盟ノ有無 ナシ

四 第議發生ノ原因

事業主側ニ在リテハ本年五月十二日従業員ノ嘆願ヲ答テ請負
負債ノ値上ヲ為シタルニ従業員間ニ於テ仲間喧嘩ヲ為シ之ニ
カ幹旋ヲ為シタル店主ヨリ酒代トシテ五十圓ノ支出セシメ更
ニ六月九日再ニ請負率償ノ値上ヲ要求並業ニ入り解決セルカ
事業主側ニ於テ六月十一日請負ニテハ見積リ難ヤ石材ナリニ
シテ臨時傭石工筒井山下柴田大場ノ五名ニ對シ補用ノ日給
ニテ加工方ヲ依頼シタルニ筒井林ノ兩名ハ之ニ任セタルニ
大場ハ中途ニテ作業ヲ中止シ請負ニ非サレハ従業員ニスト稱シ
テ加工方翌十二日ハ作業ヲ中止セシメントシタル為メ前三名
ト口論トナリ石工信賀半吉 宮本安太郎等ノ仲裁ニヨリ其場